

村上源氏の居住形態

鷲見等曜

村上源氏とは、村上天皇（926—967）の諸皇子から出た源姓の貴族の意である。しかし諸皇子のうち、致平親王や為平親王の子孫は、間もなく政界から姿を消したから、一般に村上源氏といえば具平親王（964—1009）の子孫を指す。村上源氏が11世紀の政界に活躍し、藤原氏に脅威を与えたことは、周知のところである。

1 源師房

師房（1008—1077）は具平親王の王子で、母は伯父為平親王の娘である。寛仁4（1020）年12月26日に関白頼通の上東門第西対南廂で元服したことが、『小右記』同日条にみえている。時に13歳であった。『尊卑分脈』によれば、この日源姓を賜わり、師房と改名した。『左経記』同日条には「関白殿養子也」とあり、すでに頼通の養子となっていた。そればかりでなく頼通第に引取られて育てられていたらしい。『栄花物語』¹⁾によれば、頼通がその室隆姫と世間話をしていると、万寿宮（師房の童名）が可愛らしい恰好で部屋をちょこちょこ出入りしている。父具平親王は師房が生まれた翌年に没しており、姉隆姫（995—1087）が頼通室である関係からであろう。

『小右記』万寿元（1024）年3月27日条によれば、右中将師房はこの日道長の高松腹の二女（尊子）と、道長の家司藤原惟賢の上東門第（土御門南・万里小路東）で結婚している。『栄花物語』²⁾によれば、同じ高松腹（源高明女明子

所生)の頼宗や能信は、この結婚に反対であったが、道長が押し切ったようである。そして明るる28日には非参議に任ぜられ、同年9月21日には従三位に叙せられている。小野宮実資の『小右記』は「未知其理」「未曾有」と非難しているが、道長との縁組みは、師房にとって、すばらしい成果をもたらしたようである。

師房の婚姻居住がどこで行なわれたかはっきりしない。『小右記』には

- ① 今夜禅室北方(源倫子)移徙新宅, 不日造畢云々, 大炊頭為職行件作事被加一階四位云々定輔宅俄被召返券文, 中納言師房營渡云々(万寿4年4月10日条)
- ② 大納言齊信卿弟尋光僧都同車度中納言師房家門前(殿カ) 或云高松度 住此家云々上下雜人出来, 以石打車云々(同年4月15日条)

とある。①によれば、藤原定輔宅の券文を道長が召返し、師房の用に供したらしい。定輔は道長の側近である。②によれば師房宅には姑の源明子が住んでいたことがわかる。しかし①と②の師房宅が同一であるかどうか、またそれがどこにあったかはわからない。②の記事の直前に、賀茂祭の上卿藤原行成が齋院の行列次第を見るために車を立てようとして、頼宗の従者に罵辱せられる記事がある。②の記事とあわせて考えるならば、師房宅は一条大路に面していたのである。『左経記』長元4(1031)年11月7日条には「入夜令宿左金吾(師房)一条宅給」とあり、『春記』永承7(1052)年4月22日条には「今日賀茂祭也, 近衛府使左近少将忠俊, 出立自源大納言(師房)一条家」とあって、師房が一条第を所有したことは明らかである。高群逸枝氏が師房の居宅を、道長室倫子の父母の一条第と推定したのは³⁾、この故であろうか。しかし倫子の父雅信の第に住んだのでは、高群氏自身の婿取婚説に矛盾する。師房の室尊子の母は醍醐源氏の明子で宇多源氏の倫子ではないからである。また現に②にみられるように師房と明子とが同居している。

高群氏はさらに、師房夫妻はいったん一条第に住んだあと、高倉第の西隣りに土御門第を造って、娘の姪子とともに住んだ、という。高倉第の西隣り

というのは、土御門南・東洞院西であるが、この説には問題がある。その第一は、角田文衛氏が、師房の土御門第の所在を土御門北・富小路西としていることである⁴⁾。角田氏は、村上源氏久我家の文書を根拠にしている。すなわち同文書中宝徳4（1452）年の『源宗瑞敷地寄進状』によれば、宗瑞こと源定長（1401生）は、若くして逝去した嗣子有通の菩提のため、「自具平親王以来、代々相伝」の敷地一所を大徳寺に寄進した。この寄進状にはこの一所についての『故土御門中将有通朝臣敷地指図』『土御門家敷地相伝系図』が継紙として添付されている。前者によれば土御門第の位置は土御門北・正親町南・富小路西・万里小路東であり、後者によれば同邸の相伝次第は具平親王→師房→顕房→雅実（以下略）である。ただし角田氏は、この相伝次第は師房→奝子→雅実が正しい、としている。

師房の土御門第の所在について、高群・角田両氏の説がこのように相違している以上その何れが正しいかを判断せねばならない。高群氏は自説の根拠を示していないので論評しにくいが、東洞院西の土御門第、すなわち一条三坊16町の地について、角田氏は大要次のようにのべている⁵⁾。

一条三坊16町は、^{なつめ}棗殿または棗院の敷地であった。すなわち『拾芥抄』には「棗院〈土御門南・東洞院西一町。左大臣家〉」と見える。『山城名勝志』や『山城名跡巡行志』はこの「左大臣」を源雅信と想定している。一方『山州名跡志』は「愚案、貞信公歟」と記している。貞信公説は問題にならないが、雅信公説も根拠が薄弱である。目下のところ、この「左大臣」を擬定することは困難である。この16町については、平安期に関する記録・文書類には、上記のほかなにひとつ所見がないようである。

高群氏はどうやら『山城名跡巡行志』の雅信説によったらしく、根拠のないものであるらしい。では角田氏の富小路西説は正しいであろうか。『百鍊抄』承暦3（1079）年2月2日条に

一条以南，中御門以北，大路以東，洞院以西，通計三十六町焼亡，此

中土御門右大臣（師房）第焼亡，累代文書為灰燼

とあり，また『扶桑略記』同日条に

午刻，火起春日小路与町北，至一条以北，東西洞院合数十町焼亡，貴賤舍宅不知其員矣，引及申刻，火勢漸消

とある。後者によれば焼亡範囲は，北は一条大路，南は春日小路，東は東洞院大路，西は西洞院大路のうちである。これによってみるならば，前者の「大路以東」は「西洞院大路以東」，「洞院以西」は「東洞院以西」である。この推定が正しければ東洞院以東にある土御門北・富小路西の地は焼亡していない。焼亡した師房の土御門第は東西洞院間にある。このことは，師房息俊房の土御門第についても，後述のようにいくつかの証拠をあげることができるのである。すなわち師房の土御門第は，富小路西ではなく，東西洞院間のどこかの町である。それが土御門大路の南北にある八つの町すなわち北辺三坊2，3，6，7町，一条三坊1，8，9，16町のどれであるかは確定しがたいが，行論の必要上，便宜的に，いったん否定した高群氏の東洞院西を仮定しておく。

次に，角田氏によれば，師房は土御門北・高倉西の地を購入し，自分が後見する祐子内親王や祿子内親王の御所にあてた⁶⁾。ところが高群氏は，祐子内親王が住んだのは頼通夫妻のいる高倉第である，という⁷⁾。これまた師房第を検討する上で，解決しておかねばならぬ点である。祐子内親王（1038—1105）は後朱雀天皇（1009—1045）の第三女で，母は頼通の養女，中宮姫子（1016—1039）である。姫子の実父は敦康親王（1018薨）であり，実母は具平親王の娘（師房や隆姫の妹）である。姫子は長暦2（1038）年頼通の高倉第で祐子内親王を産み，翌年また丹波守行任の家で祿子内親王を産んで，その直後に薨じた。母をなくした祐子内親王は，長暦3年11月6日頼通と共に高倉第に入った，と『春記』同日条にのべている。したがって祐子内親王がこの第で成長したことはほぼ確実であるが，成長後の御所も高倉第であったとするのは疑問である。内親王はしばしば歌合を催しているが，その場所は「祐子

内親王家」であって、「高倉第」ではない。たとえば『後拾遺和歌集』192の歌の次の詞書

祐子内親王家にうたあはせし侍けるに、うたあはせなどはててのち人
人おなじだいをよみはべりけるに 宇治前太政大臣

は、頼通第と祐子内親王家が別であることを示しているようである。ただし「おなじ題」をよんだ場所が頼通第と仮定しての上である。それ以上に『水左記』承暦5（1081）年12月2日条には

博陸（師実）并左大将（師通）参高倉殿給、予参入……秉燭之後着衣冠
参宮 土御門北
東洞院東

とあり、「宮」（祐子内親王）の居所は明白である。そうであれば長治2（1105）年11月8日内親王が薨じた「土御門高倉亭」（『中右記』同日条）も同じであろう。これはまさに角田氏の指した場所である。

以上の推定が正しければ、師房は土御門・東洞院の辻をはさんで二つのやしきをもっていたことになる。あるいは土御門北・富小路西の地をも所有していたのかもしれない。四辻に面した二つには師房と村上源氏ゆかりの祐子内親王が住み、他の一つ高倉第には村上源氏出の隆姫夫妻が住んでいたことになる。

『水左記』承保3（1076）年6月21日条、同4年1月23日条、同25日条等によれば、晩年の師房は姉小路北・堀河東の岐松殿に移り、ここに娘麗子の婿藤原師実を迎え、やがてこの第で薨じた。

2 源俊房

(1) 居所

俊房は師房の長男である。『尊卑分脈』や角田文衛氏の研究⁸⁾によって俊房の兄弟姉妹をみると図1の如くなる。広綱と師忠との間にいる女子は、

寛治 4 (1090) 年正月 11 日に 39 歳で逝去した「故右大臣殿 (師房) 中姫君」であろう (『中右記』同日条)。

『公卿補任』永承 5 (1050) 年条によれば、俊房は寛徳 3 (1046) 年 2 月 3 日に元服し、従五位上に叙されたが、それは「以左大臣 (頼通) 養子也」とある。これ以前に頼通の養子になっていたらしい。俊房は天喜 5 (1057) 年 9 月後朱雀天皇の女二の宮・前斎院娟子内親王 (1032-1103) と結婚した。『栄花物語』⁹⁾によれば、俊房は前斎院として母である皇太后禎子内親王 (陽明門院) に身を寄せていた娟子のところへ、御乳母を味方にひきいれて、お忍びで通っていたが、やがて彼女を内密に自邸に迎えた。これには帝も娟子と同腹の東宮 (後三条天皇) も非常に立腹されたので、父師房は大変嘆いて、所領である六条の屋敷に俊房らを蟄居させた。東宮は、娟子らに母后との交通すら禁じてしまった。蟄居の俊房夫妻の世話は、俊房の母尊子がした。これについて『古事談』¹⁰⁾は「堀川左府参議之時、前斎院を奉取籠、亭に奉置たりけるを」とし、『本朝世紀』は康和 5 (1103) 年 3 月 12 日の内親王薨伝で「天喜五年九月偷降嫁参議右近中将源俊房卿、世以為不可」とのべている。

〈図 1〉



俊房 23 歳，娟子 26 歳であった。俊房の蟄居した六条第は具平親王の千種殿が師房に伝領されたのであろう。俊房は康平 5（1061）年にも六条第にいる¹¹⁾。俊房の婚姻居住地は六条第である。

その後の俊房の居所を考えてみよう。高群氏は大要次のようにのべている。

① 師房の土御門第には師房夫妻と娘の姪子だけが住み，息子の俊房は中御門第に，師忠は四条坊門第に異居した。承保 4（1077）年師房が没し，承暦 3（1079）年土御門第が焼亡すると，その焼跡に氏長者俊房が新築して，承暦 5 年に移徙した。俊房が父のいた土御門第を伝領したのは，このようなわけであって，俊房夫妻が父と同居していたわけではない¹²⁾。

② 俊房の中御門第の南殿には母の尊子とその娘の大将の上（藤原通房の後家）とがいるが，これは尊子の夫師房が没したためであって，はじめから同居していたのではない。「寄居」というべきである¹³⁾。

①では，(ア) 俊房は父の土御門第ではなくて中御門第に住んだこと。(イ) 父の死後土御門第に移ったこと。(ウ) 土御門第の伝領は俊房が氏長者として行なったのであること。(エ) 父の死後この第に移ったのであるから，父と同居したわけではないこと等がのべられている。(ウ)(エ)は，土御門第が父から息子へ伝領され，息子が旧父第に住むことは母系原理に反すると感じ，その例外性を主張し，自説を弁明しているわけである。しかし(ウ)は論証のない一方的な主張にすぎない。(エ)も同義反復にすぎないので，(ウ)(エ)は無視してよい。

②も俊房の母とその娘が俊房第にいるのは母系原理に反すると感じて，その例外性を主張している。「同居」ではなく「寄居」であるというような，言葉のあやによるごまかしがしばしばみられるのは惜しまれる。氏のカマド禁忌論からいえば，同居と「寄居」を問わず，母親のカマドと息子の妻のカマドは相反撥するはずであり，許されないものであろう。また母尊子は夫が死亡したから息子の家に「寄居」したというのが，氏の理論からいえば，尊子

の本拠はあくまで醍醐源氏であり、村上源氏の夫師房はこの本拠への転入者にすぎないから、夫が死亡したからといって村上源氏に本拠を移すことはありえない。このように容易に「寄居」が行なわれること自体が、母系原理なるものの不存在を証明するであろう。

俊房の住所についての角田氏の説は、高群氏のそれと相当にちがっている。その概要は次のごとくである¹⁴⁾。

- ① 俊房は早く土御門第を出て、三条・堀河に邸宅を構え、「堀河左大臣」とよばれた。
- ② 土御門第には俊房の姉姪子、澄子や弟の顕房が住んでいた。姪子は頼通の息通房（1025—1044）の未亡人であり、この人が土御門第をひきついだ。澄子は未婚である。顕房は晩年に六条大路北・室町小路西の六条第に移った。

角田説にもいろいろ疑問があり、また高群説との相違点を解明しておく必要がある。まず①の、俊房が三条・堀河第に住んだことであるが、それは『中右記』長治元（1104）年1月1日条や同12月25日条にあらわれる。しかし当時の俊房は70歳である。また『水左記』承暦4（1080）年9月16日条に、次の記事がある。

当南方有焼亡，不知何処，予以為二条辺馳向之間木工允俊章来遇于路云，陽明門院三条東洞院御在所也

これによれば俊房第は三条・東洞院を南方にみるところにあるから、三条・堀河であるはずがない。したがって角田氏自身が、この南方を、俊房の土御門・富小路第からみての南方であるとし、関白師実と妻麗子が東三条院に住んでいたのを駈けつけたのである、といっている¹⁵⁾。但し東三条院は土御門・富小路からみて南方でなく、東南方であって、この説にも疑問がある。

また②の弟の顕房が晩年に六条第に移ったというのは、『中右記』寛治6（1092）年7月10日条に「今夜又右府六条亭=初被渡」とあるのを指すのであろうか。当時顕房は56歳であるから晩年といえる。しかし顕房の六条

第は、もっと早くからみられる。『水左記』承保4（1077）年閏12月27日条によれば、この日俊房は顕房の六条第に赴き沐浴している。『中右記』寛治元（1087）年6月20日条には「午剋許右大臣（顕房）之六条亭焼亡」とある。承保4年に顕房は39歳であり、晩年とはいえない。親子兄弟が別個の家に住むのが上代日本の居住原則であるらしいから、顕房は早く土御門第を離れたと考えた方がよいのではなからうか。顕房第は当面の課題でないからこれをさておくと、俊房第について検討すべきものは、結局、高群氏の六条第→中御門第→土御門第（1081年以後）説と角田氏の承暦4年当時土御門・富小路居住説とである。

まず高群氏の中御門第説をみよう。俊房が中御門第に住んでいたのは承暦5（1081）年である。すなわち『帥記』に次の記事がある。

- ① 依大宮大夫（俊房）御消息，未時許詣彼中御門亭（承暦5年3月1日条）
- ② 詣右府（俊家）^{善山}院……次帰中御門，宮亮（道時）相共詣大宮大夫（俊房）御許^{總後守}_{頼仲宅}，今夜左衛門督（師忠）御兄着袴也。（同年1月17日条）

①②をあわせみるならば、俊房の中御門第とは②の頼仲宅ではなからうか。この源頼仲宅は長治2（1105）年藤原宗忠の五条・烏丸第と交換されるが、『中右記』同年2月28日条によれば、それは中御門・富小路にあった。ついでながら②によれば『帥記』の筆者源経信（1016—1097）も中御門に第宅をもっており、息子の道時と共住している。経信は承徳元（1097）年に薨ずるが、『殿暦』永久4（1116）年8月13日条によれば永久2（1114）年9月13日道時の中御門第が焼亡している。とにかく俊房が中御門第にいたことが確実なのは承暦5年だけであり、しかもそれは借宅かもしれないので、他の時点での検討が必要である。今俊房第の所在を推定させるような記事を『水左記』から引いてみよう。

- ① 子剋許当坤方有焼亡，不知誰家，令尋之処，待賢門南堀川西一町云々，後聞，件焼亡出宰相源中将（師忠）母堂之家（承保4年9月10日条）
- ② 子剋許当南方有焼亡……陽明門院三条東洞院御在所也者（既出。同年9

月 16 日条)

- ③ 亥剋許当南方有焼亡，相尋之处三条兎代辺云々，與宰相中將（宗俊）同車馳向大將（師通）許，已隔牆壁（同年 10 月 5 日条）
- ④ 戌終当南方有焼亡，不知誰家，後聞，七条堀川辺云々（同年 12 月 22 日条）
- ⑤ 子剋許当坤有焼亡，不知誰家，後聞，大宮錦小路北小屋云々（同年閏 12 月 8 日条）
- ⑥ 亥剋許当巽方有焼亡，不知誰家，後聞，姉小路南富小路東，出京極大内記敦基家，頼尊律師宿房等云々（同年閏 12 月 10 日）
- ⑦ 子終北方有焼亡，高倉殿也（承暦 4 年 2 月 9 日）
- ⑧ 入夜当南方有焼亡，□□尋之处，四条高倉辺者，後聞，大威儀師能算住所焼云々（同年 8 月 28 日）
- ⑨ 子剋許坤方有焼亡，乍驚馳赴之处，下人云，東宮御所閑院也者（同年 10 月 23 日）
- ⑩ 入夜子時許当南方有焼亡，予馳向之間路頭人云，左衛門督家^{四条坊門西洞院}（承暦 5 年 8 月 16 日）
- ⑪ 未剋許当南方有焼亡，不知誰家，後聞，七条坊門高倉小屋云々（同年 9 月 13 日条）
- ⑫ 自今夜子乾為王相方，仍為方違向民部卿（經信）清和院家，南殿尼上依同方違渡皇后宮^{一条}，来月依可渡土御門也（同年 9 月 26 日条）
- ⑬ 子剋許当坤方有焼亡，或人云，左大將（師通）大宮四條坊門家者（同年 9 月 28 日条）
- ⑭ 今夜為方違渡民部卿清和院，南殿尼上達渡皇后宮^{東北院西}給，是土御門自在所当王相方之故也（同年 10 月 10 日条）

上の承保 4—承暦 5 年の間，俊房が同一第にいた保証はないので，方角をもとに位置を推定するのは危険であるが，一応この方法によって考えてみる。①—⑥は承保 4 年の史料である。この間の『水左記』によれば，俊房は

連日のように母尊子のいる南殿を訪れている。俊房第は南殿に隣接するか、これを内包する第であって、この間移動はなかったものと考えてよい。まず①から。この間の俊房第は中御門第ではないといえる。なぜならば待賢門南とは中御門南の意であろうから、この師忠母の第は、俊房第が中御門にあった場合、そこから西方に当り、坤（南西）方ではありえないからである。ここを南西にみる第としては、富小路西、東洞院西の土御門第がともに妥当する。②は先にも引用したが、両方の土御門第が妥当し、東洞院西がより妥当する。③、⑤も同様である。④の七条・堀川は、いずれの土御門第からも東南方であって、南方ではないから別個に考えねばならない。三条・堀川第か岐松殿ではなかろうか。⑥の敦基第は富小路西からはほとんど真南で、巽（東南）とはいえないから、東洞院西がより妥当する。承保4年当時の俊房第は、仮定としての父師房の土御門南・東洞院西の土御門第であったと考えてよいのではあるまいか。

⑦は明らかに①—⑥とは別の場所を示している。このすぐあと4月16日条に、師実男家忠が賀茂祭使として「此亭^{花山}」から出立する記事があるから、⑦の俊房第は花山院であろう。俊房は8月26日、9月25日、10月1日、10月9日等にも花山院第にいる。⑧の四条・高倉は花山院第からも東洞院西からも南方にみえるが、日時から考えて花山院第であろう。⑨も同じであろう。閑院は花山院からみて西南であり、日時からみても⑦⑧に近い。『中右記』の承暦4年8月9日条、『帥記』の同年8月22日条によれば、俊房は岐松殿（姉小路北・堀川東）にいたから、⑩は岐松殿の可能性が強い。先にみたように承暦5年の3月に俊房は中御門第にいたのであるから、⑪、⑬は中御門第の可能性が強い。とくに⑭⑮からは中御門第の確率が一層大きくなる。俊房は来る10月（実際には12月2日になったが）に新造の土御門第に移ろうと思うが、北および北西方が王相方にあたるので、方違のために経信の清和院（土御門北・富小路東）に移ったというのであるが、俊房が中御門第にいたとすれば、東洞院西の土御門第は西北方にあたり、清和院からは

西南方にあたるから、適合する。このことはまた再建土御門第が清和院の隣りにある富小路西の土御門第でないこと、再建土御門第は仮定としての東洞院西第であることを示している。

以上の結論を要約してみよう。承保4年(承暦元)年には俊房は父の第であった土御門第(土御門南・東洞院西と仮定)にいたが、この第は承暦3年2月2日に焼亡した。『水左記』は承暦2・3年が空白に近く、正確を期しがたいが、承保4年には頻繁にあらわれた南殿が承暦4年には一度しかあらわれず、俊房が花山院や岐松殿、ついで中御門と居所をかえるのは、この焼亡の故かと思われる。そして承暦4年10月12日には弾正忠忠長に土御門第の指図をつくらせてその再建に取りかかり、承暦5年12月2日に移徙するのである。

しかし以上のように考えるには、一つ重要な難点がある。それは承暦4年閏8月21日に一度だけ「参南殿」の記事があらわれ、承暦5年にも7月15日に「南殿尼上御心地不例御坐」、16日に「参尼上御方」「明日南殿尼上於雲林院可被供養涅槃經等」、17日に「南殿尼上渡雲林院給」等の記事がある。このことは、承保4年に俊房が住み、かつ「南殿」を付属する第宅が、承暦3年に焼亡せず、承暦5年まで存在しつづけたことを示し、したがってこの第は焼亡した土御門第、師房の住んだ土御門・東洞院の土御門第でないことを示す。ではそれはどこか。俊房の男師時(1077—1136)は永久5(1117)年の時点で、西隣の土御門南・烏丸西に第宅をもっていた¹⁶⁾から、これを承保当時にさかのぼらせることが可能である。しかしこう考えると新たな矛盾が生まれる。この俊房第は承暦3年に焼亡しなかったのであるから、俊房がこの第を離れて花山院その他を転々する必要はなかったことになるのである。唯一の解決策は承暦4年や5年の「南殿」を建物でなく、俊房の母尊子の呼称とみることである。たとえば承暦5年10月11日には「南殿同帰給」と「南殿」がその意味で使用されている。

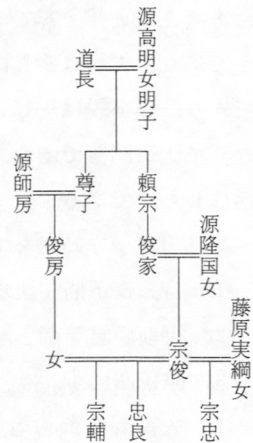
かくて承保4年に俊房がいた土御門第は、かつて父師房がいた東洞院の土

御門第であるとの仮定によって、諸史料が一貫して理解できることがわかった。『後二条師通記』寛治5（1091）年4月15日の記事も参考になる。この日齋院令子内親王（1078—1144）の御禊があったが、内親王の車が御所大膳職から鴨河原に出るのを見物する関白師実の車は、俊房の土御門第に立ち寄り、さらに烏丸を一町ほど南行し、東に折れて河原に向っている。俊房の土御門第は東洞院西にあったと結論してよいのではなかろうか。

（2）親 族

天喜5（1057）年娟子内親王との結婚で東宮の怒りにふれ、父の六条第に蟄居した俊房は康平3（1060）年に勅勘を許されたが、その後も六条第にいる。『水左記』康平7年の記事によれば、俊房は連日のように関白頼通第に参仕し、父師房第にも頻繁に出向いている。頼通第への参仕は、権中納言としての職掌からではなく、頼通が彼の養父であるからであろう。実養を問わず父母への奉仕は、平安貴族のいちじるしい現象である。当時頼通は高倉殿や四条宮（妹寛子の里第）におり、父は一条第か土御門第にいるから、六条からは遠いので、もはや六条第にいなかったかもしれない。

承保4（1077）年に俊房は43歳、権大納言である（図2）
 る。父師房はこの年2月17日に薨じている。この年の『水左記』には、俊房の親族関係が相当くわしくあらわれ、類の少ない史料となっている。まず注意されるのは、俊房の女婿藤原宗俊（1046—1097）である。宗俊は道長男頼宗（993—1065）の孫で、父は俊家（1019—1082）、母は醍醐源氏隆国（1004—1077）の娘である。宗俊の長男宗忠（1062—1141）は藤原実綱娘の所生であるが、次男忠良（1075—1098）、三男宗輔（1077—1162）は俊房の娘所生である（図2参照）。宗俊と俊房娘との結婚は、



忠良の出生年から考えて、承保2(1075)年以前である。高群氏はこの結婚について、宗俊は俊房の中御門第に、ついで土御門第に婿住みした、という¹⁷⁾。それをたしかめてみよう。『水左記』の関連記事は次の如くである。

- ① 民部卿(俊家)具宰相中将(宗俊)来給、為被訪炮瘡也(承保4年7月26日条)
- ② 北宰相中将被来宿(同年8月1日条)
- ③ 早且宰相中将有温氣被出……未時落居、民部卿問給、令報只今頗落居……在北殿渡殿書様等、以忠長・家成等令移納北^(岩カ)倉、藤宰相中将依渡其渡殿也(同年8月2日条)
- ④ 民部卿以使被訪、依宰相中将心地不例被来北家之次也(同年8月8日条)

宰相中将とあるのが源師忠(俊房弟)でなく宗俊であることは、宗俊父俊家が屢々訪れることでも、藤宰相中将とあることでも明らかである。宗俊は明らかに舅俊房第の北に隣接する「北家」にいる。③の「北殿」は④の「北家」と同じであろう。宗俊は8月1日俊房第に来宿したが、熱を出したので、翌日「北家」に帰し、何等かの理由でその渡殿に病床を設けるため、そこにあった書類を運び出させた、と読める。宗俊が俊房第内の北殿に移ったと考えると④と結びつかない。「北家」は俊房第に隣接した、俊房領の第宅であり、俊房はそこに婿の宗俊と娘とを住ませたことになる。妻方居住であり、高群説は正しい。ただこの俊房第はすでにみたように中御門第ではなくて土御門第であり、宗俊は俊房第内に居住したのではなくて、隣接して居住したのである。

次は母尊子や姉たちである。

- ① 自去夜下痢如沃水……東西姫君御熱氣頗令苦給也(承保4年8月9日条)
- ② 御前姫君等御心地極令苦給(同年8月10日条)
- ③ 献鏡四面^{予、御前東面、}姫君_{家姫君等鏡各一面}於祇園令修諷誦文(同年8月14日条)
- ④ 去夜御前御心地重令苦給、寅時許奉渡北家……遂落飾御出家(同年8

月19日条)

⑤ 宰相中将上依飽瘡苦痛無極，今日六日云々（同年8月21日条）

⑥ 参南殿，尼上日者不例御坐也，良久帰（同年9月9日条）

俊房には3人の姉がいる。すでにみたように未亡人の姩子，未婚の澄子および某女である（図1参照）。①の東西姫君は③の姫君，家姫君であろう。それぞれ東の対，西の対に住んだと考えられる。家姫君を未婚の澄子に比定すれば，姫君は姩子であろう。姩子は承暦5年8月18日条では「寝殿姫君」とよばれている。末の某女は夭亡したので，ここには出ていないであろう。御前は室娟子内親王ではなかろうか。これを母尊子と考ええないことは『水左記』の次の記事で明らかである。

⑦ 自今日限一七日御前令籠知足院給，予同参入（承保4年10月27日条）

⑧ 午刻参南殿（同29日条）

⑨ 参南殿（同30日条）

⑩ 参南殿（同年11月1日条）

⑪ 今日御前可令出給也……乗燭出知足院戌終令帰着給（同年11月3日条）

南殿は母尊子の居所である。御前は10月27日から11月2日夜まで知足院にいるはずであり，ここには省略したが，この間俊房も知足院を訪れている。御前は明らかに尊子以外の女性であり，娟子内親王が最も妥当であろう。この女性は④で出家しているが，⑥の尼上は母尊子であろう。③に母尊子があらわれないのは，鏡四面の奉献は病者の恢復を祈るためであり，尊子はこのとき病にかかっていたいなかったのであろう。⑤の「宰相中将上」は，宗俊室となっている俊房の娘であろう。その病気が今日で六日目であるというような書き方をしているのは，宗俊のいる北家に住んでいるためであろうか。やや不審である。

俊房第には，当時，異母弟の宰相中将師忠やその母（頼宗娘）もいたらしい。

晩頭宰相源中将渡四条坊門家，月来煩飽瘡宿東面也，熱氣末期云々

(承保4年8月9日条)

とある。「宿」とあるから師忠は一時的に俊房第に滞在していただけかもしれない。これ以後俊房はしばしば師忠の四条坊門第を訪れ入浴している。また

当坤方有焼亡，不知誰家，令尋之処，待賢門南，堀川西一町云々，後聞，件焼亡出宰相中将母堂之家，彼母上此四五日依心地不例，自南殿釣殿被渡件家，而自昨日有霍乱之氣，万事不覺之間灾火俄出来……忽以非常了云々（同9月9日条）

とある。先に一部を引用した史料である。師忠母は南殿の釣殿に住んでいたのか宿していたのかわからないが、俊房の実母尊子と義母の頼宗娘が、同じ南殿に、一時的にせよ同居していたことは、当時の親族関係の自由さのあらわれとして注意される。

以上、承保期の俊房の居住形態をまとめると、俊房第内の各建物（寝殿、東西の対）とその周辺の第（北家、南殿）等に俊房夫妻、俊房の姉たち、娘夫妻、俊房の母等が住み、ときには異母弟やその母も住むことがあった、ということになる。私が屋敷地共住集団と名づけた¹⁸⁾ものがはっきりとみられる。そしてこの共住集団は、承暦5年12月2日新造の土御門第へそっくり移される。母尊子、大将上（姪子）姫君御方（澄子）は北対に、女婿宗俊夫妻はこんどは第内の西小寝殿に移った。

屋敷地共住集団はある時期に解体する。そこで宗俊の土御門第居住がいつまで続くかを検討してみよう。『中右記』寛治4（1090）年12月13日条に

今夜中納言殿（宗俊）初移土御門亭北対給 女房俄依
飯不渡給

また同16日条に

今夜中納言殿上渡移土御門亭給也

とある。これについて戸田芳実氏は¹⁹⁾

このとき宗俊は長子宗忠と同居していた五条亭を出て、土御門亭へ移転した。宗俊はのちに『土御門』と号したといわれるように、死去する

までこの土御門亭に居住していた。

とのべている。これによれば俊房は、承保、寛治の間に俊房の土御門第を出て五条第に入り、改めて土御門第に移ったことになるが、二つの土御門第の関係には触れていない。これに対して高群氏は、大略次のようにのべている²⁰⁾。

宗俊は承保2年頃から約19年俊房第（中御門第，土御門第）に婿住みしたのち、寛治4年に俊房の土御門第の北隣にある土御門・烏丸第に移った。これは宗俊の父俊家が大宮第を壊し渡したものであることは、『中右記』大治5（1130）年6月24日条に「壊渡大宮殿亭東対於土御門烏丸地，寛治四年十二月十三日葬故殿（宗俊）渡給」とあることによって明らかである。

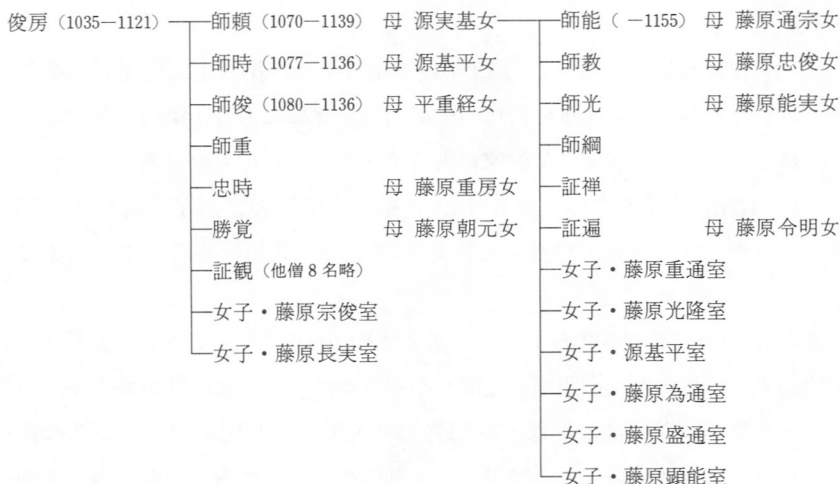
承暦5（1081）年から寛治4（1090）年まで約10年が空白である。また「土御門烏丸」が俊房の土御門第の北隣りかどうかについては疑問があるが、少なくとも寛治4年には宗俊は土御門第での俊房との共住をやめたことになる。ただし土御門・烏丸の地は俊房の土御門第の近くにちがいないので、別の形で共住を再開したともいえる。

俊房の他の女婿はどうであろうか。『中右記』によると寛治3（1089）年正月29日俊房の娘任子は藤原忠実（1078—1162）と結婚する。これについて高群氏は当然に忠実の土御門第婿住みを主張する²¹⁾。そして嘉保2（1095）年5月12日土御門第が焼亡する（『中右記』同日条）と、俊房と忠実は季実の土御門第に移って同居したことが『中右記』承德元（1097）年1月1日条にみられる。しかし俊房娘の生んだ女子が2人つづけて死亡したこともあって、この頃から忠実の心は俊房娘から離れていった、とのべている。いずれにせよ忠実の俊房第婿住みは長く続かなかったようである。

康和4（1102）年3月11日俊房の堀河第で拍子合があった。この頃から俊房は三条・堀河第で老後を送ったようである。その室娟子内親王は康和5年に72歳で卒去しており、俊房自身は保安2（1121）年に薨ずる。

3 俊房の息子たち

〈図3〉



師 頼

師頼は俊房の長男である。承徳2(1098)年正月参議となり、その12月には右兵衛督となっている。22歳であるから当然に妻帯しているはずであるが、その居所はわからない。『中右記』、『永昌記』の嘉承2(1107)年4月2日条に次の記事がある。

- ① 右兵衛督師頼宅鴨院皆以焼畢彼武衛文書多以焼云々(『中右記』)
- ② 三条以北町以東有火事、右兵衛督師頼鴨院宅為灰燼、江帥匡房卿近日同宿(『永昌記』)

師頼は鴨院にいたわけであるが、これについて角田文衛氏は、長治元(1104)年か2年の頃、師頼は殿上の簡を除かれて、いとこの忠実から鴨院を借り受け蟄居していたのであるといている。師頼は承徳2(1098)年から大治5(1130)年権中納言に任ぜられるまで参議のままであり、『中右記』大

治5年10月5日条は

師頼ハ宰相芳卅三年，位階中納言之中将為第一，此中全不出仕十八九年，被超中納言十八人

とのべている。この間寛治8（1094）年12月2日には上皇から勘事に処せられ（『中右記』），永久元（1113）年10月29日には不仕により右兵衛督をとめられている。しかし『後二条師通記』寛治5（1091）年10月25日条に「參鴨院家道家也」とあり、『中右記』天永3（1112）年8月26日条に

晩頭右兵衛督師頼女房卒去。年卅九云々。是家道朝臣之長女也，依産事者。

とある。舅の家への同居が考えられる。

『長秋記』天承元（1131）年3月22日宗忠の尚齒会の記事に，師頼は「堀川中納言」と出ている。『今鏡』では長承元（1132）年または2年の崇徳院花の宴，保延5（1139）年6月27日美福門院腹若宮立坊などの記事に「堀川大納言師頼」としてあらわれる。晩年の師頼が堀河第に住んだことはたしかであろう。もしそれが三条・堀河第であるならば，父の故俊房第であった可能性が大きい。そしてこれは祖父師房のいた岐松殿に隣接している。

『百鍊抄』天養元（1144）年12月11日条に

小野宮焼亡大炊御門室町
故師頼卿家

とある。また『尊卑分脈』師頼の条には「号小野宮大納言」と記す。彼が大納言になったのは69歳の保延2（1136）年である。この小野宮について，高群氏は実資→女婿兼頼→女婿祐家→女婿能実→女婿師頼の伝領を主張している²²⁾。『百鍊抄』仁安2（1167）年3月21日条に

小野宮炎上右京大夫
師光居所

とあるように，この第は師頼の藤原能実娘腹の息師光に伝えられているから，高群説の通りかもしれない。

師 時

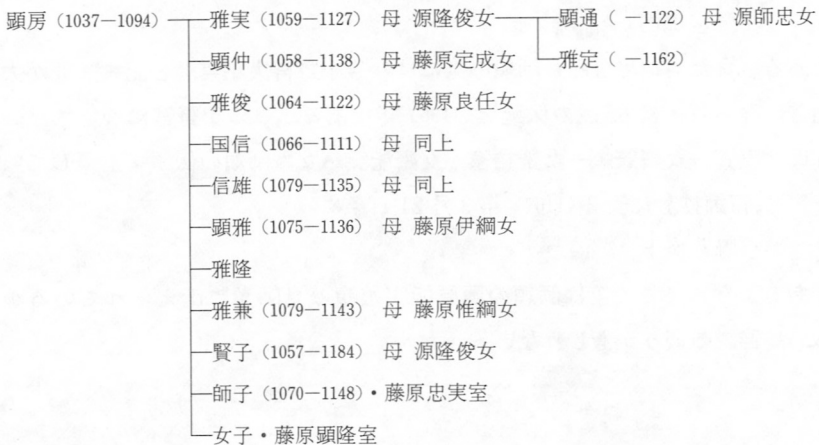
師時は師頼の次男で、師頼同様漢詩文にすぐれている。その日記が『長秋記』で、よく父俊房に仕えている様子がうかがえる。彼の第は土御門南・烏丸西である。永久4(1116)年8月17日皇居大炊殿が炎上し、同19日土御門第遷幸のことがきまり、翌5年11月10日新造の土御門第遷幸のことがあった。同日の『百鍊抄』は、この皇居につき「本是師時朝臣領也」と記している。『殿暦』同日条には遷幸先の三条・烏丸の基隆第から土御門第への行幸路が

仰行幸道、三条・東洞院・近衛御門・室町、自新所之西門入御と記されている。それは先に父俊房の土御門第と推定したものの西隣である。当時俊房は生存中であるが、堀河第にいた可能性が強い。

師時の息師行の第は大炊御門・烏丸(『台記』仁平3(1153)年6月19日条)であり、いとこ師光の小野宮第に近接している。

4 顕房の息子たち

〈図4〉



雅 実

顕房の息雅実（1059—1127）の第宅は六条第（『中右記』寛治7〈1093〉年11月15日条，同8年6月19日条），三条・西洞院第（『殿曆』康和2〈1100〉年7月17日条），久我第（『水左記』康和4〈1102〉年12月7日条），近衛・高倉第（『中右記』長治2〈1105〉年12月9日条），土御門・高倉第（『中右記』大治5〈1130〉年11月8日条，『殿曆』天永2〈1111〉年9月3日条）等である。

まず六条第は父顕房のいた六条第と考えるのが順当であろう。寛治7年当時雅実は35歳，権大納言，正二位の地位にあった。当然妻帯しているはずである。『中右記』寛治7年11月20日条によれば，同日雅実の任右大将の除目があり，それについて次の記事がある。

右兵衛督（雅俊）以下右府（顕房）子族五人皆扈從……申四点大将引率
公卿并次将被還里亭<sup>右府六
条亭也</sup>

六条第が顕房第であることがわかる。また同書寛治8年正月2日条にも「右大臣<sup>右大将同
所六条</sup>」とあるし，寛治8年6月19日条でも

参右大臣六条亭，先参右大将（雅実）御方……次参右府
とあって，同一の屋敷内の別個の建物にいたことを示している。『土右記』によれば，嘉保2（1095）年5月11日祖父俊房の土御門第が焼亡するが，このとき雅実は俊房第に同宿していた。父顕房は前年嘉保元年に没し，以後の雅実は『今鏡』によれば何事も堀河殿（俊房）に尋ね，習い，まるで親子のようであったとあるが，そんな関係を示しているかもしれない。

しかし当時の習俗として雅実は当然に別個の自第をもっていた。別の土御門第である。寛治8年4月15日条によれば

行向使少将顕通出立所<sup>右大将土
御門亭</sup>

とある。使は賀茂祭使，顕通は雅実息である。この第は康和4（1102）年にも雅実の居所であったが，長治元（1104）年ごろから白河上皇や東宮（宗仁親王＝鳥羽天皇）の御所になったらしい。

① 上皇早旦従高松遷御内大臣（雅実）土御門亭……今夜東宮又従高松有

行啓同内大臣亭（『中右記』長治元年7月11日）

② 今日内府高倉＝東宮并院渡御（『殿曆』長治元年7月11日）

①②によってそれは土御門・高倉第である。そのより正確な場所は、①の引用部分について高松第からの行幸路が

経洞院西大路并大炊御門高倉土御門，入御從東門万利小路
とあることで明らかである。それはかつて祐子内親王が住んだ師房領北辺四坊2町（土御門北・高倉西第）の東隣りである。すでにみたように角田氏は雅実の土御門第を北辺四坊6町（富小路西）に推定し²³⁾，高群氏は高倉第の北，土御門・東洞院（北辺四坊2町）に推定している²⁴⁾が，万里小路に面して東門がある第はこの何れでもない。いずれにせよ村上源氏が土御門大路に面して集住していることは明らかで，高群氏もこの点に気づき，これらの第の「民族的継承」というようなことをいっている²⁵⁾。

三条・西洞院第は康和2年には上記のように内大臣雅実の大饗所としてあらわれるのであるが、『中右記』長治2（1105）年1月21日の条には

行向内大臣（雅実）亭依有招引也，三条西洞院左衛門督（雅俊）家也，息男雅定有元服事
とあり，また嘉保2（1095）年11月11日条にも

行向右兵衛督（雅俊）亭三条西洞院息男依元服事所有招引也
とあって，これはどうやら異母弟雅俊の第であるらしい。

雅俊

雅俊の三条・西洞院第については，雅実のところでもみた。その伝領関係はわからないが，この第は俊房や師頼の三条・堀河第，師房の岐松殿，師忠の四条坊門・西洞院第に隣接または近接している。三条・西洞院のあたりは，一時期村上源氏の集住地であった，とみることができる。

雅俊には，ほかに六角・東洞院第，京極第がある。『中右記』永久2（1114）年4月19日条によれば，この日先の齋宮善子内親王が雅俊の六角・東洞院第に渡ったが，これは彼が白河院に献上したものであった。京極第について

は、『長秋記』天永4(1113)年2月11日条に「源大納言京極亭」とあり、また彼は京極大納言とよばれていて、京極第にいたことがわかる。しかし、これらいずれについても婚姻との関係を知ることができない。

国 信

国信の第は、『中右記』によれば、五条坊門・東洞院(康和4<1102>年11月17日条)と綾小路・東洞院(嘉承2<1107>年間10月1日条)にあるが、この両者は多分同一であろう。国信の室に高階泰仲娘がある。この女性は、『尊卑分脈』の泰仲の条には「権中納言源国信妾」となっているが、ともあれ泰仲は国信の舅である。そして『中右記』によれば泰仲は綾小路・東洞院に第宅をもっている。

大殿(師実)北政所、從京極殿遷御伊與守泰仲朝臣綾小路東洞院宅、
是御惱之間依御ト云々(承德2<1098>年9月16日条)

参大殿(師実)近日御泰仲朝臣
綾小路東洞院宅(同年11月15日条)

これはおそらく『大日本史料』第3編第5巻康和元(1099)年8月28日条に

大殿(師実)并大将殿(忠実)渡御伊與守泰仲朝臣東洞院四条南小路宅
了

とあるものと同じであろう。泰仲は師実の家司であるが、その第は立派なもので、師実一家に利用されたものと思われる。他方、国信第も、康和4年末まで前斎院令子内親王の御所であったし、嘉承2年からは白河院が入御している。しかし利用者のちがいがらみて、国信第と泰仲第は隣り合っていたのではあるまいか。

[注]

- 1) 松村博司『栄花物語全注釈』(角川書店、1978年、以下『栄花物語』の引用はすべてこの書による)第3巻、277ページ。
- 2) 同上、339ページ。
- 3) 高群逸枝『招婿婚の研究』(社会思想社、1971年)761ページ。

- 4) a. 『角川日本地名大辞典 26 京都府』下巻所収「平安京」27 ページ。
b. 角田文衛「村上源氏の土御門第」(『古代文化』第 28 巻第 2 号)。
- 5) 同上 a, 33 ページ。
- 6) 同上 a, 26 ページ。
- 7) 高群, 前掲書, 554 ページ。
- 8) 角田文衛「源澄子」(『王朝の映像』東京堂出版, 1976 年所収)。
- 9) 松村, 前掲書, 第 7 巻, 175 ページ。
- 10) 『古事談』(現代思潮社, 1981 年)上巻, 76 ページ。
- 11) 『水左記』康平 5 年正月 27 日条。
- 12) 高群, 前掲書, 710 ページ。
- 13) 同上, 685 ページ。
- 14) 角田, 前掲 4) b。
- 15) 角田文衛「文章博士家経の邸宅」(『古代文化』第 28 巻第 7 号)。
- 16) 『百錬抄』永久 5 年 11 月 10 日条。
- 17) 高群, 前掲書, 556 ページ。
- 18) 鷲見等曜『前近代日本家族の構造』(弘文堂, 1982 年)。
- 19) 戸田芳実『中右記』(そしえて社, 1979 年)。
- 20) 高群, 前掲書, 634 ページ。
- 21) 同上, 591 ページ。
- 22) 同上, 730 ページ以下。
- 23) 角田, 前掲 4) a, 47 ページ。
- 24) 高群, 前掲書, 710 ページ。
- 25) 同上, 710 ページ。